

# 公益法人制度について

平成 28 年 3 月 16 日

内閣府公益認定等委員会事務局

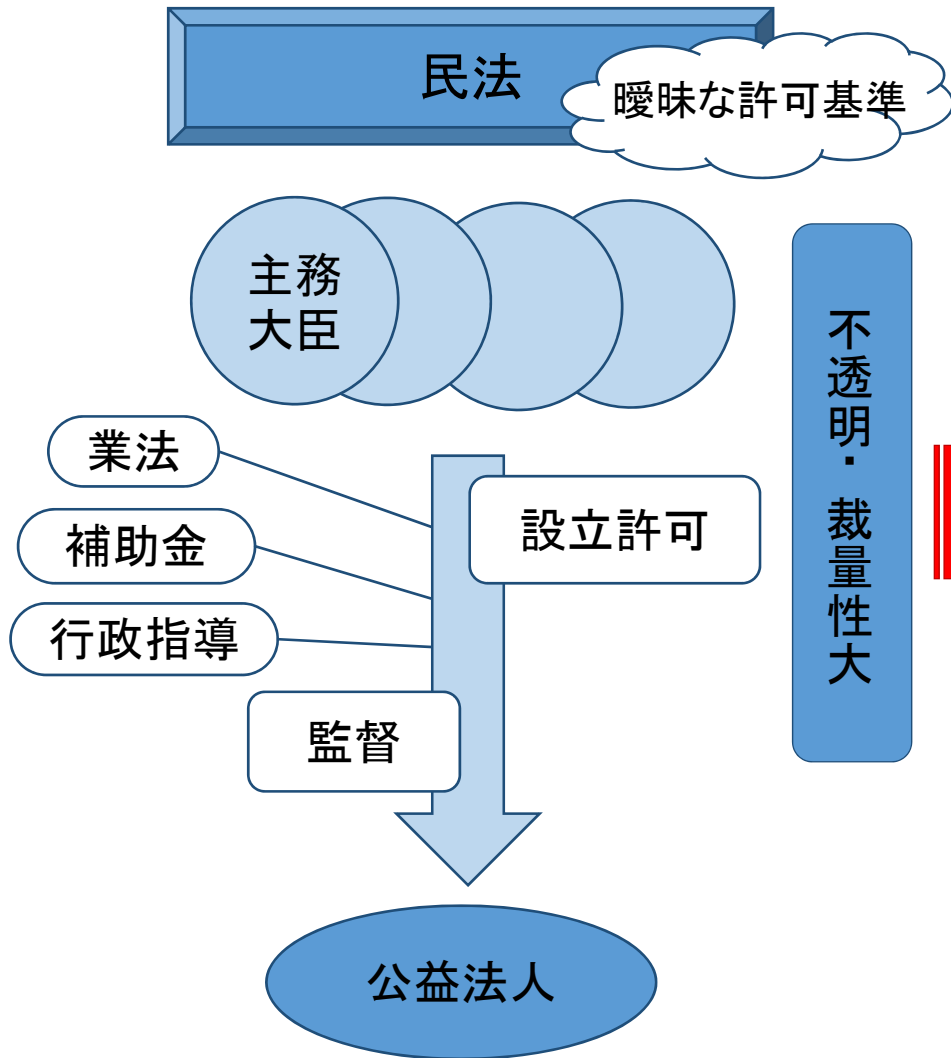
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

<資料目次>

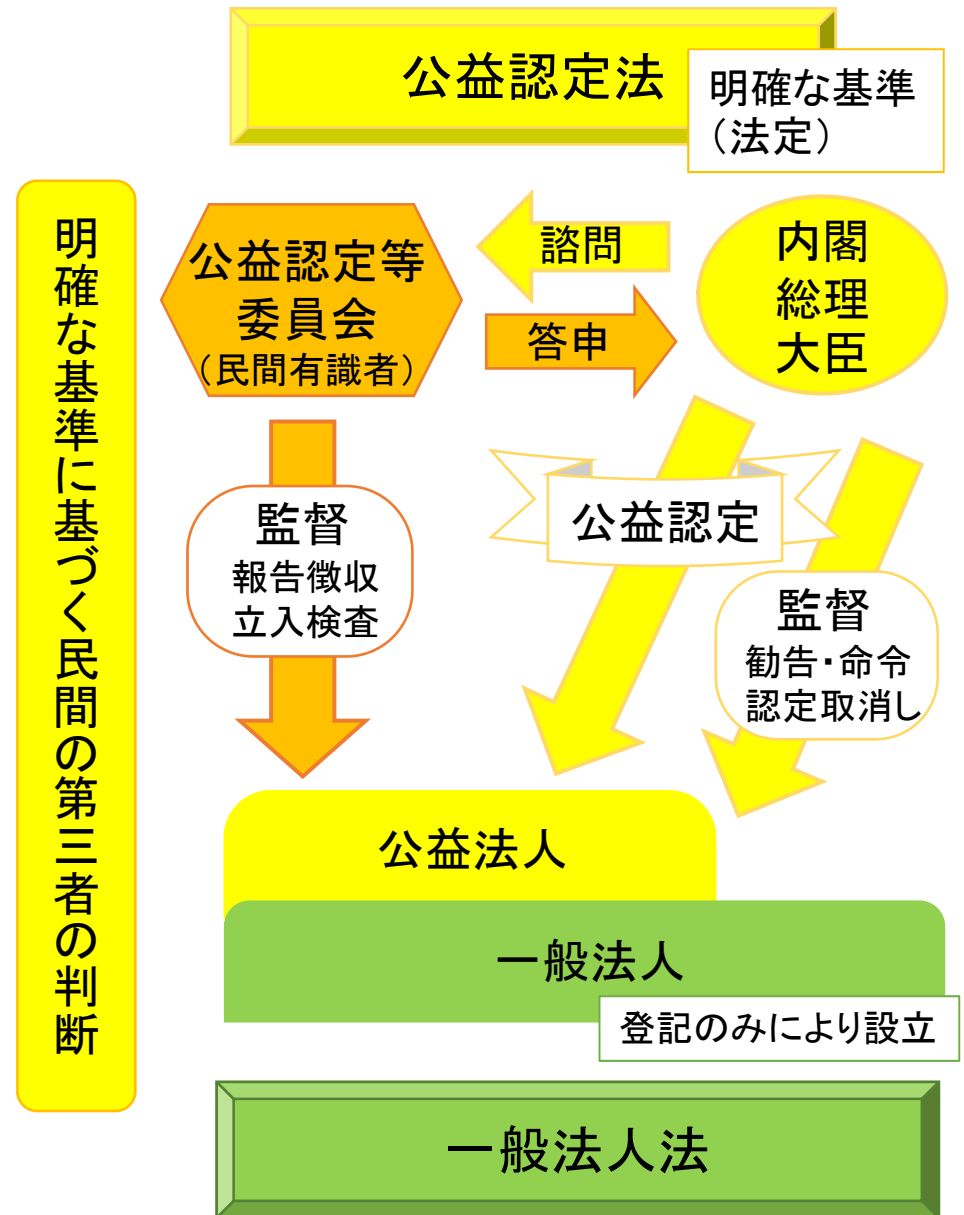
○旧公益法人制度と新公益法人制度の違い	1
○内閣府公益認定等委員会	2
○公益法人数	3
○公益法人への寄附の現状	5
○寄附金についての税制上の優遇措置	6
○公益法人に係る叙勲・褒章について（論点）	8

# 旧公益法人制度と新公益法人制度の違い

## <旧公益法人制度>



## <新公益法人制度>



# 内閣府公益認定等委員会

## 委員会の役割

○ 委員会の主要業務は、以下の3つ。

- ① 公益法人の認定(新規認定、変更認定)
- ② 公益法人の監督(報告徴収、立入検査、勧告等)
- ③ 法人との対話

※認定・勧告等は、委員会の答申を受け、内閣総理大臣の名で実施。

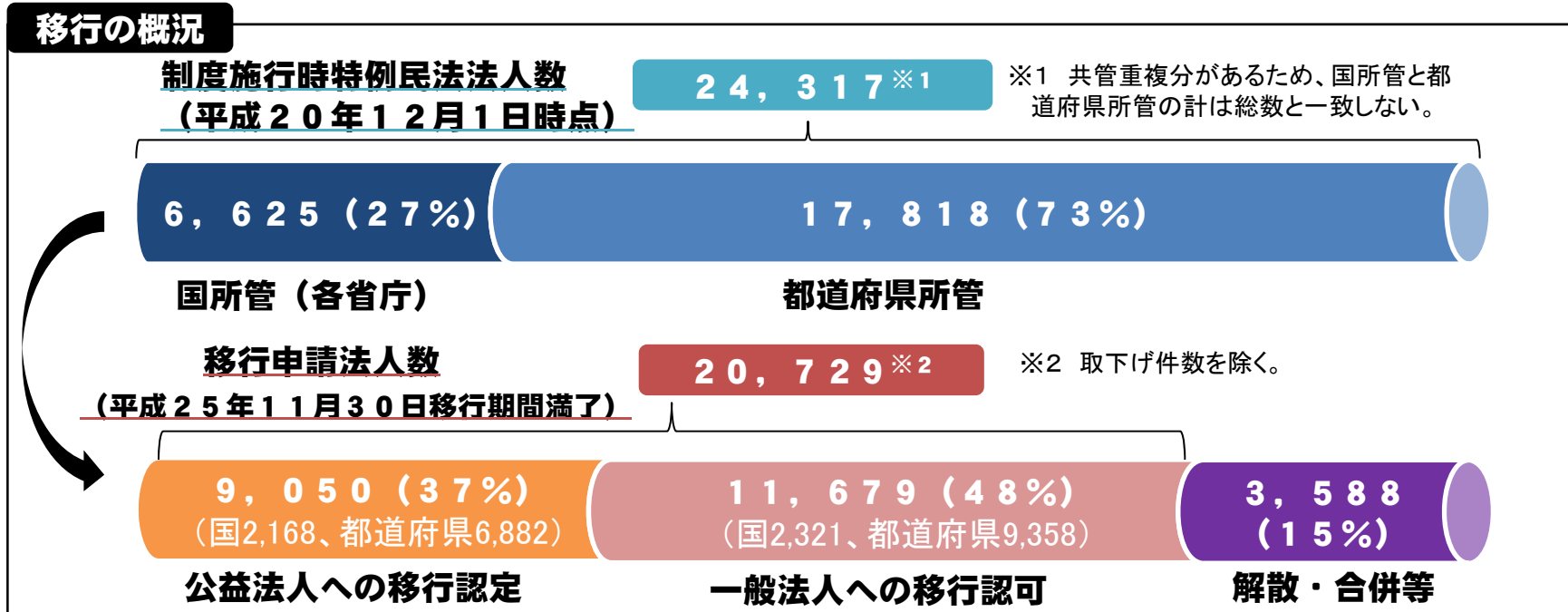
※報告徴収・立入検査は、公益認定法による内閣総理大臣の権限の委任に基づき、委員会の名で実施。

## 委員名簿 平成25年4月1日～平成28年3月31日(委員任期は3年・国会同意人事)

委員長	山下 徹	(株)NTTデータ相談役	
委員長代理	雨宮 孝子	元明治学院大学大学院法務職研究科教授	(※)常勤
	恵 小百合	江戸川大学名誉教授	(※)常勤
	小森 幹夫	公認会計士、元新日本有限責任監査法人シニアパートナー	(※)常勤
	門野 泉	清泉女子大学理事・名誉教授	
	北地 達明	公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー・経営会議メンバー	
	堀 裕	弁護士、千葉大学理事・副学長	

# 公益法人数について

- 平成18年5月26日 公益法人制度改革関連三法案の可決・成立
- 平成20年12月1日 上記三法が施行され、新制度が発足 (移行期間は5年間(平20.12~25.11))



⇒内閣府に申請のあった約4,500件の申請については、既に99%以上の審査を終了

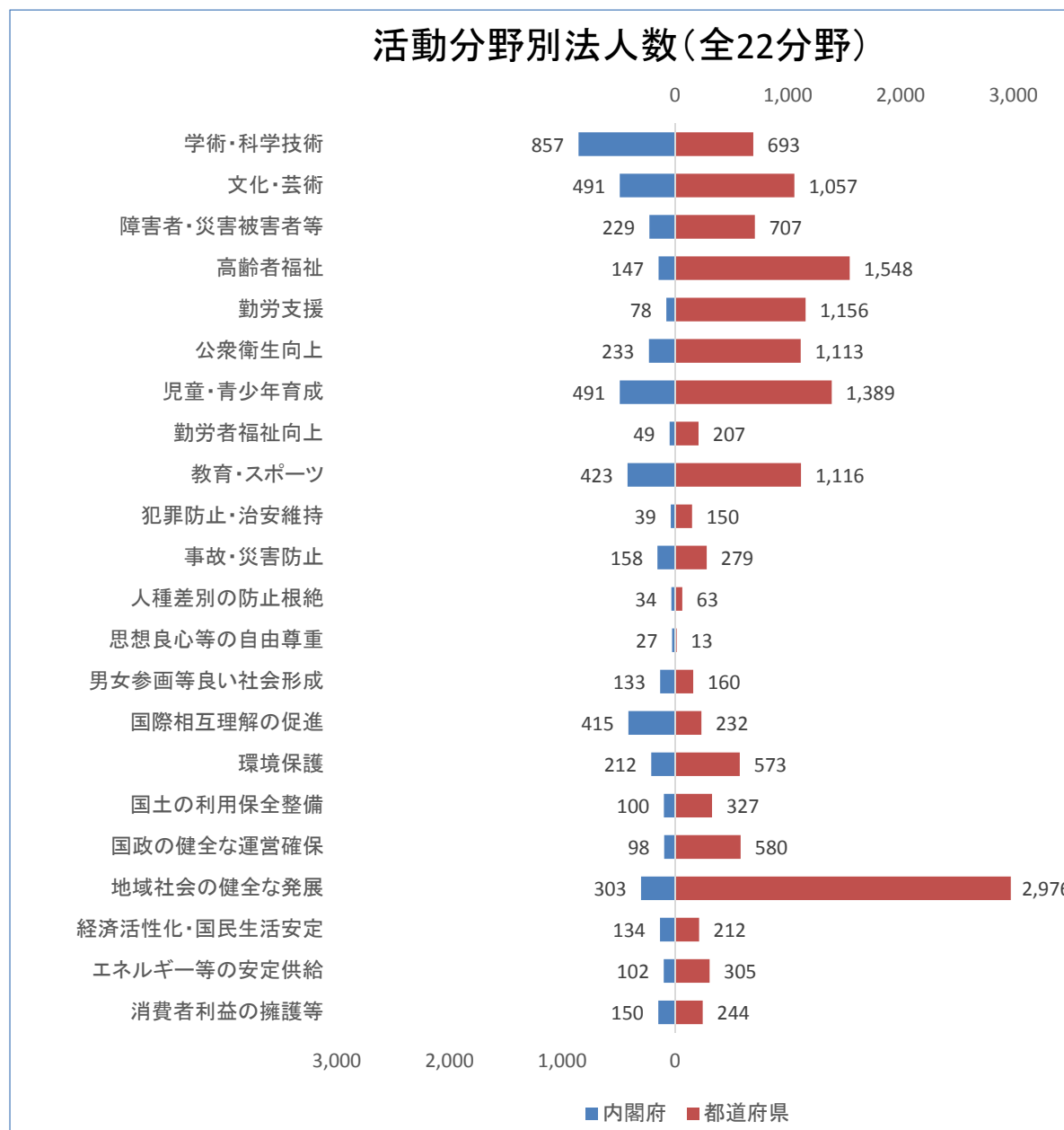
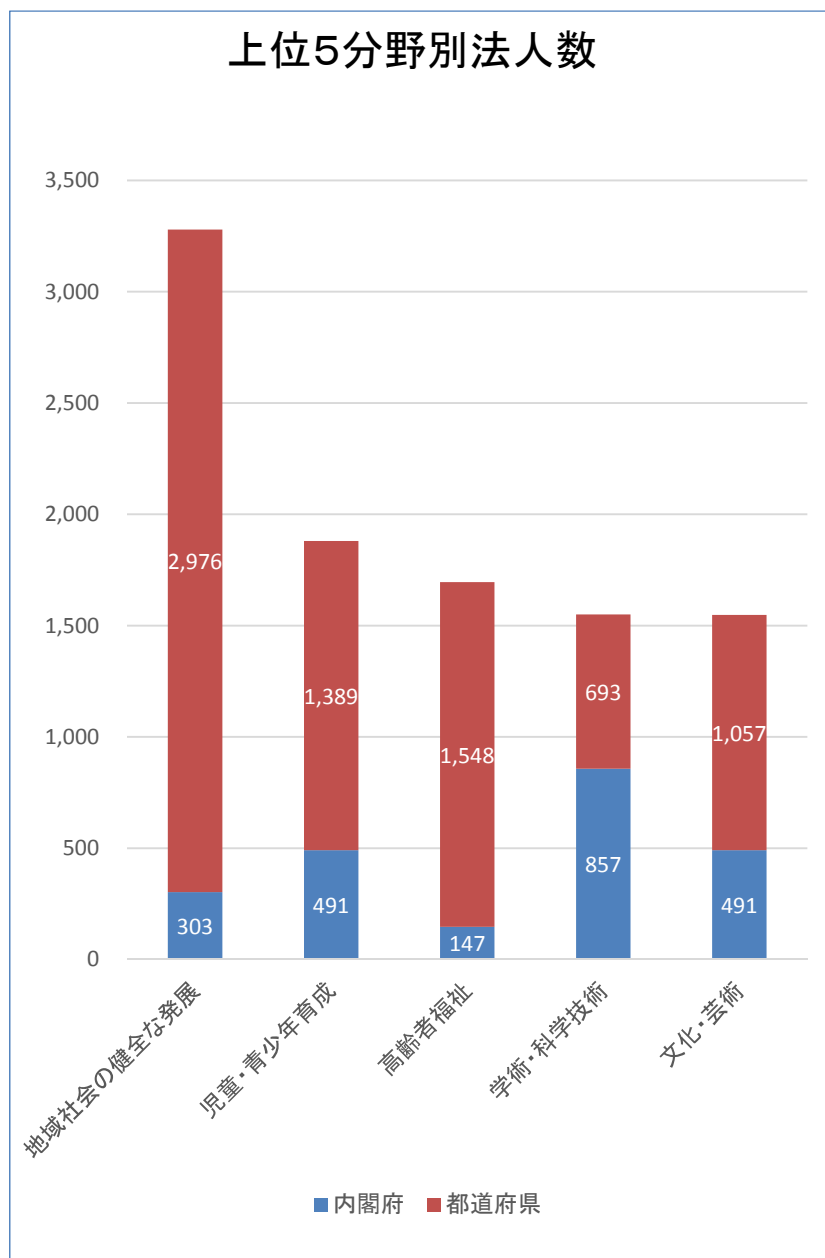
## 公益法人数・一般法人数 (平成28年2月末時点)

	内閣府	都道府県	合計
公益法人	2,382 (うち新規241)	7,032 (うち新規220)	9,414 (うち新規461)
一般法人※3	1,766	8,092	9,858

※3 公益目的支出計画を実施している法人

# 活動分野別の公益法人数

平成26年12月1日時点

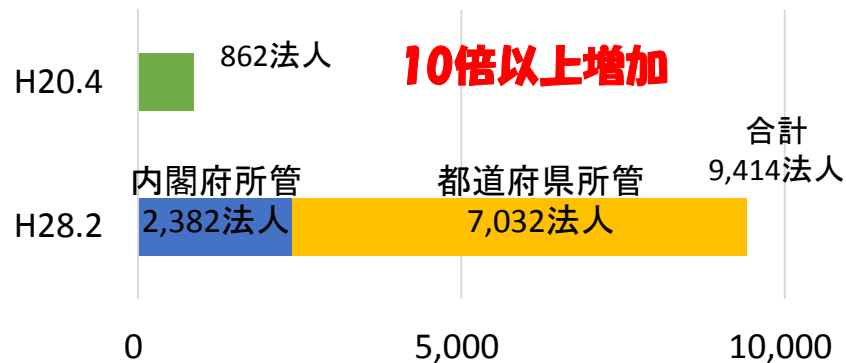


※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は法人総数と一致しない。

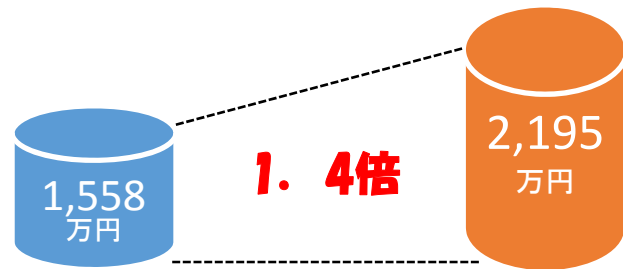
# 公益法人への寄附の現状

○旧制度と比較し、特定公益増進法人数及び寄附金収入額は増加。

＜特定公益増進法人である公益法人数＞



＜公益法人の寄附金収入額＞



特例民法法人

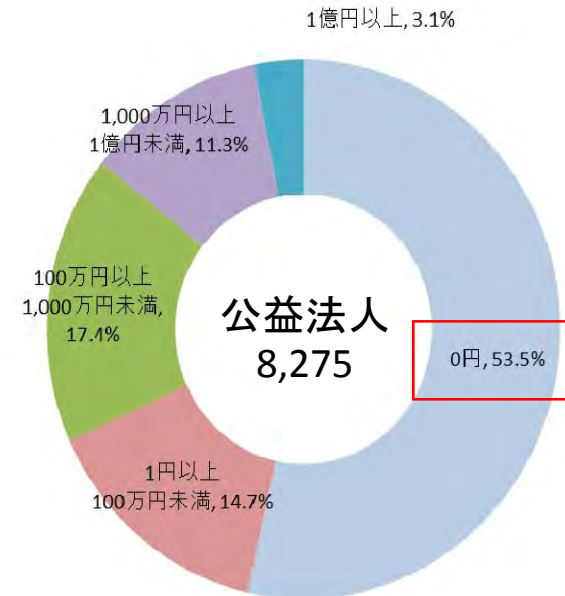
平成21年度概況調査より  
新制度施行時(平成20年12月1日)  
時点の24,317法人の平均額

公益法人

平成26年度公益法人に関する概況より  
平成26年12月1日時点のデータのある  
8,275法人の平均額

○一方で、半数を超える公益法人において、寄附金収入額がない状況となっている。

＜寄附金収入額規模別の公益法人の割合＞



(出典)平成26年度公益法人に関する概況

(注)過去1年間に提出された事業報告等(平成25年12月1日時点の  
入力確認済みのデータ)による。

○また、税額控除対象法人として証明を受けている公益法人は、全公益法人数の1割未満。

※平成23年度税制改正により、一定の要件(PST要件)を満たす公益法人に対する寄附金の税額控除制度が創設された。

# 寄附金についての税制上の優遇措置

公益社団・財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇制度が認められている。

## ①個人からの寄附（1. 又は2. のいずれか適用）

### 【所得税】

#### 1. 所得控除

すべての公益社団・財団法人への寄附が対象

#### 2. 税額控除

一定の要件（PST要件）を満たしていることの証明を受けた公益社団・財団法人への寄附が対象

### 【パブリックサポートテスト（PST要件）とは】

法人の過去の実績において以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

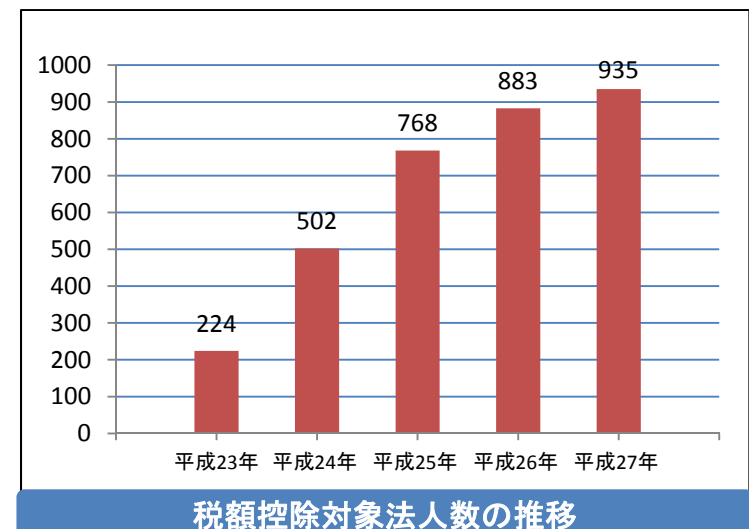
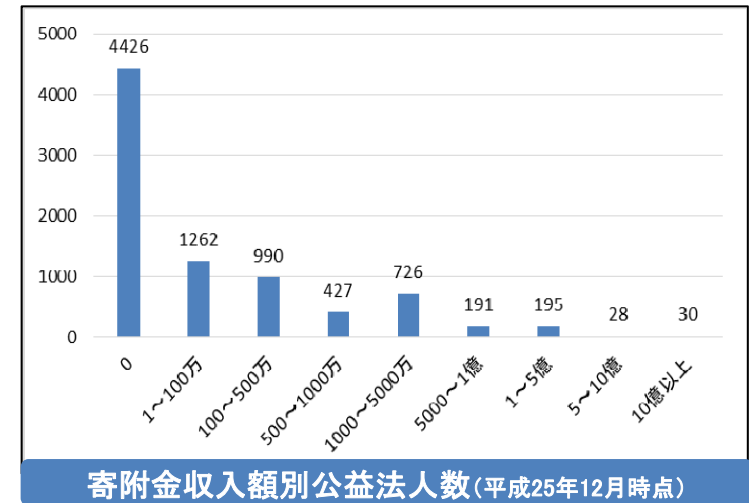
<要件1> 実績判定期間における、3000円以上の寄付者数が  
「実績判定期間年数×100人以上」

<要件2> 実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額が20%以上」

## ②法人（民間企業等）からの寄附

### 【法人税】

法人からすべての公益社団・財団法人へ支出された寄附金について、所得金額や資本金額等から算出される一定額を限度として、損金算入





# 公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充(国会審議中)

公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和する。

## ■ 「平成28年度税制改正の大綱」による改正内容のイメージ

### 現行のPST(パブリック・サポート・テスト)要件

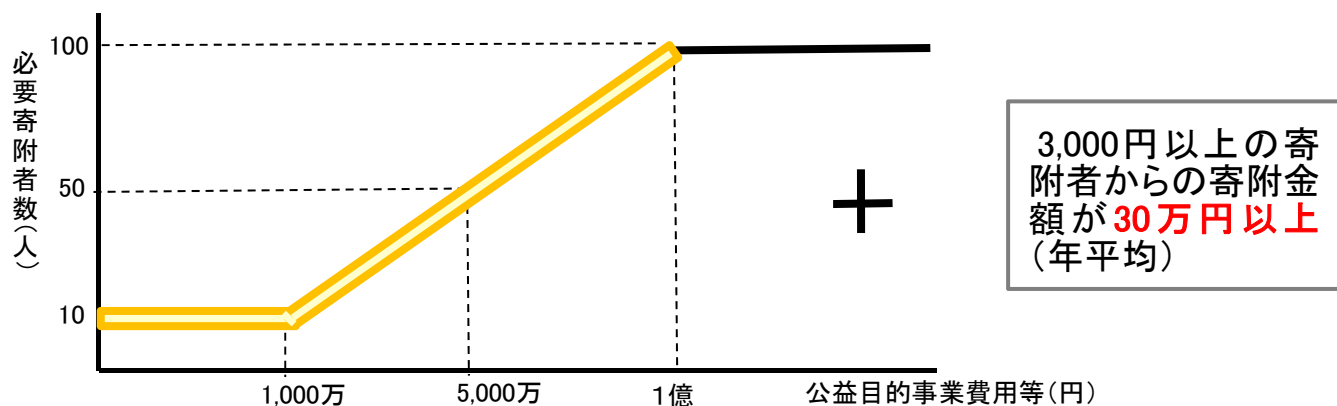
法人が過去に受けた寄附実績(原則5年間)において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

- 要件① 3,000円以上の寄附者が、平均して年に100人以上。
- 要件② 法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上。

### 改正後のPST要件

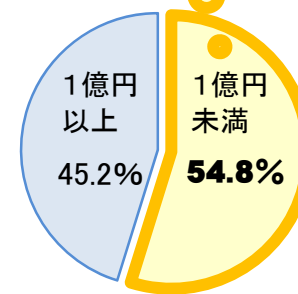
各事業年度の公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等※について、要件①を次のように緩和

$$\text{要件①の寄附者数 (最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



半数以上の公益法人に係るPST要件が緩和

公益法人の公益目的事業費用



平成26年公益法人に関する概況(平成27年7月内閣府)

※ 公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象。  
 公益法人以外の判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあつては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあつては社会福祉事業費用、更生保護法人にあつては更生保護事業費用。

## 公益法人に係る叙勲・褒章について（論点）

現場で苦勞されている法人・人々にも光を当てることが重要

### 叙勲

- 地域での地道な活動
- 幅広い分野における活躍
- 従来の行政では手の届きにくい分野での貢献

### 紺綬褒章

- 地域で活動する法人を中心に対象寄附先（公益団体）の拡大
- 紺綬褒章に係る申請・推薦の仕組みの整備・周知